

※ 保存期間30年(令和17年12月31日まで)

○特定任意講習等事務処理要領の制定について(通達)

(平成17年3月29日徳免甲第123号/徳交企甲第74号)

改正 平成21年5月徳免第327号・徳交指第117号 令和2年3月25日徳免第160号  
令和4年5月11日徳免第273号・徳交企第123号

各部課長

各警察署長

特定任意講習及び特定任意高齢者講習の事務処理については、特定任意講習等事務処理要領の制定について(平成14年6月17日徳免甲第180号)に基づき実施しているところであるが、この度、別添1のとおり運転免許証更新時講習等に関する規程の一部を改正する規程(平成17年徳島県公安委員会規程第4号)が制定され、平成17年4月1日から施行されることとなった。これにより、従来、委託契約に基づき社団法人徳島県安全運転管理協会が実施していた特定任意講習が、公安委員会において実施されることとなった。

このことに伴い、新たに別添2のとおり特定任意講習等事務処理要領を定め、前同日から実施することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、特定任意講習等事務処理要領の制定については、廃止する。

別添1 省略

別添2

特定任意講習等事務処理要領

## 第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第2項に規定する講習であって法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習(以下「特定任意講習」という。)及び法第108条の2第2項に規定する講習であって法第97条の2第1項第3号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習(以下「特定任意高齢者講習」という。)を適正に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 実施機関

特定任意講習は公安委員会が、特定任意高齢者講習は運転免許証更新時講習等に関する規程(平成6年徳島県公安委員会規程第4号)第2条の規定に基づき、指定自動車教習所(以下「契約教習所」という。)に委託して行うものとする。

## 第3 特定任意講習の事務処理

### 1 対象者

運転免許証を有する者とする。ただし、特定任意講習は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関して、ほぼ共通の条件下にあると認められる者(以下「共通条件者」という。)に区分して実施することから、これに応じられる者とする。

なお、特定任意講習を運転免許証の更新を申請する日前6月以内に受講した者は、運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習が免除されることから、その目的を兼ねてこの講習を受ける者が多いが、必ずしもその者だけを対象としていないので、誤りのないようにすること。

## 2 実施場所

運転免許課(阿南分室及び阿波分室を除く。以下同じ。)において実施するものとする。

## 3 講習の予約

### (1) 予約の受付

ア 特定任意講習は、予約制により実施するものとする。

イ 特定任意講習の予約は、運転免許課において、執務時間中に受け付けるものとする。

### (2) 講習日時指定

ア 運転免許課長は、特定任意講習を受講しようとする者(以下「受講申請者」という。)からその予約を受け付けたときは、特定任意講習予約状況一覧表(別記様式第1号)を作成し、特定任意講習を実施する日時(以下「講習日時」という。)を指定するものとする。

イ 講習日時の指定に当たっては、受講申請者を共通条件者ごとに区分して、その区分ごとに講習日時を指定するものとする。

## 4 受付

(1) 運転免許課長は特定任意講習の申出を受理するときは、受講申請者に対して特定任意講習受講申出書(徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)第28条第2項に規定する様式をいう。以下同じ。)の提出を求めるものとする。

なお、その際には当該申出書の手数料欄に徳島県警察関係手数料条例(平成12年徳島県条例第64号)に規定する手数料の金額に相当する徳島県収入証紙がちょう付されていることを確認するものとする。

(2) 運転免許課長は、特定任意講習受講申出書を受理したときは、特定任意講習受講者名簿(別記様式第2号)を作成するものとする。

## 5 審査

運転免許課長は、受理した特定任意講習受講申出書及び特定任意講習受講者名簿を照合の上、徳島県収入証紙条例施行規則(昭和39年徳島県規則第24号)第4条の規定に基づき当該申出書にちょう付された徳島県収入証紙の審査、消印等を行うものとする。

## 6 特定任意講習の実施

(1) 特定任意講習は、運転免許課長が指定する巡査部長以上の警察官又は同相当職以上の一般職員が行うものとする。

(2) 特定任意講習は、特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目(別表)に基づき実施するものとする。

(3) 特定任意講習は、教本及びビデオ装置、診断用模擬運転装置その他講習を行う上で必要な教材を使用して行うものとする。

## 7 終了証明書の交付

運転免許課長は、特定任意講習が終了したときは、運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第3条に規定する特定任意講習終了証明書を作成し、当該受講者に交付するものとする。

## 第4 特定任意高齢者講習の事務処理

## 1 関係書類の受理

契約教習所が特定任意高齢者講習を行ったときは、委託契約に基づき、当該教習所の所在地を管轄する署長に特定任意高齢者講習受講申出書(徳島県道路交通法施行細則第28条第3項に規定する様式をいう。以下「高齢者講習受講申出書」という。)及び特定任意高齢者講習(シニア運転者)受講者報告書(運転免許証更新時講習等に関する規程第3条の規定に基づき公安委員会が定めた講習実施要領に規定する様式をいう。以下「高齢者講習受講者報告書」という。)が提出されるのでこれを受理するものとする。

## 2 関係書類の点検等

署長は、高齢者講習受講申出書及び高齢者講習受講者報告書を受理したときは、これらを照合の上、徳島県収入証紙条例施行規則第4条の規定に基づき当該申出書にちよう付された徳島県収入証紙の審査、消印等を行うものとする。

## 第5 報告

運転免許課長にあつては特定任意講習、署長にあつては特定任意高齢者講習の手数料を毎月計上し、翌月の月上旬までに当該講習の実施状況及び収納証紙の収納状況を本部長に報告するものとする。

## 第6 様式の保存期間

特定任意講習受講申出書及び高齢者講習受講申出書は、徳島県会計規則(昭和39年徳島県規則第23号)第48条第1項に規定する期間(当該年度経過後5年)、その他の様式は1年保存するものとする。

附 則(平成21年5月徳免第327号・徳交指第117号)

附 則(令和2年3月25日徳免第160号)

附 則(令和4年5月11日徳免第273号・徳交企第123号)

※ 別表・別記様式省略